離 婚 協 議 書

令和 年 月 日

甲：住 所

氏 名 印

乙：住 所

氏 名 印

上記甲及び乙は，甲乙の離婚に関し，本日，以下の通り合意した。本合意書の成立を証するため，本合意書２通を作成し，各１通ずつ保管するものとする。

第１章 離婚

第１条（離婚の合意及び離婚届の提出）

１ 甲と乙は，本日，協議離婚する。

２ 甲及び乙は，それぞれ離婚届に署名押印し，【□甲・□乙】が届出を行うものとする。

第２章 子どものこと

第２条（親権者の合意）

甲及び乙は，甲乙間の子の親権者について，以下の通り合意する。

１ （続柄） である（名前） （平成 年 月 日生）について，【□父・□母】である【□甲・□乙】

２ （続柄） である（名前） （平成 年 月 日生）について，【□父・□母】である【□甲・□乙】

３ （続柄） である（名前） （平成 年 月 日生）について，【□父・□母】である【□甲・□乙】

第３条（養育費）

１ 【□甲・□乙】は，【□甲・□乙】に対し，前条記載の子の養育費として，

１人につき月額 万円を支払う。

２ 前項の養育費は，子が【□満２０歳に達する日の属する月まで・□満２２歳に達した日以後最初の３月まで】とする。

３ 第１項の養育費は，毎月 日限り，下記口座に銀行振込で支払う。振込手数料は【□甲・□乙】の負担とする。

（銀行名）

（支店名）

（預金種別）普通預金

（口座番号）

（口座名義）

第４条（面会交流）

【□甲・□乙】は，【□甲・□乙】が第２条記載の子と，月 回程度面会することを認め，その日時及び場所等については，子の福祉の観点から，甲乙双方で協議して決めることとする。

第３章 お金のこと

第５条（財産分与）

１（現金）

（１）【□甲・□乙】は，【□甲・□乙】に対し，離婚に伴う財産分与として，金 万円の支払義務があることを認める。

（２）前号に定める金員は，平成 年 月 日限り，下記口座に銀行振込で支払う。振込手数料は【□甲・□乙】の負担とする。

（銀行名）

（支店名）

（預金種別）普通預金

（口座番号）

（口座名義）

２（不動産）

（１）【□甲・□乙】は，【□甲・□乙】に対し，離婚に伴う財産分与として，別紙登記事項証明書記載の不動産の持分を分与する。

（２）【□甲・□乙】は，【□甲・□乙】に対し，前号記載の不動産について，平成 年 月 日，財産分与を原因とする【□所有権・□持分権】移転登記手続をする。登記手続に要する費用は【□甲・□乙】の負担とする。

第６条（慰謝料・解決金）

１ 【□甲・□乙】は，【□甲・□乙】に対し，離婚に伴う【□慰謝料・□解決金】として，金 万円の支払義務があることを認める。

２ 前項に定める金員は，平成 年 月 日限り，下記口座に銀行振込で支払う。振込手数料は【□甲・□乙】の負担とする。

（銀行名）

（支店名）

（預金種別）普通預金

（口座番号）

（口座名義）

第７条（年金分割）

甲及び乙は，別紙年金分割のための情報通知書に関する年金分割について，請求すべき按分割合を０．５と定める。

第４章 その他

第８条（公正証書の作成）

甲及び乙は，本合意書と同趣旨の公正証書（強制執行認諾文言が付されたもの）を作成する。

第９条（清算条項）

甲及び乙は，本件離婚に関し，本合意書で定めるほか，互いに何らの債権債務がないことを相互に確認し，今後，名義のいかんを問わず，互いに金銭その他の請求をしない。

以 上